

幼児教育・保育無償化のための施設等利用給付認定 施設・事業所用マニュアル

(ver.0610)

1 幼児教育・保育の無償化対象となるためには

幼児教育・保育の無償化となるためには、「施設等利用給付認定」が必要です。

施設型給付の対象とならない幼稚園（旧制度幼稚園）の保育料や全ての幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育部分について、給付を御利用希望の場合（新2・新3号認定を希望の場合）は、「**保育が必要な理由**」に該当するかどうかを確認します。

《私立幼稚園（新制度に移行した私立幼稚園を除く）・国立幼稚園の無償化の内容》

歳児	満3～5歳児	3～5歳児	満3歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
必要な認定	新1号認定	新2号認定	新3号認定
保育料	月額25,700円を上限として支給		
預かり保育	対象外	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限11,300円)として支給	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限16,300円)として支給
副食材料費	補足給付事業の対象の場合あり		
無償化のための手続き	新1・新2・新3号認定の手続が必要		

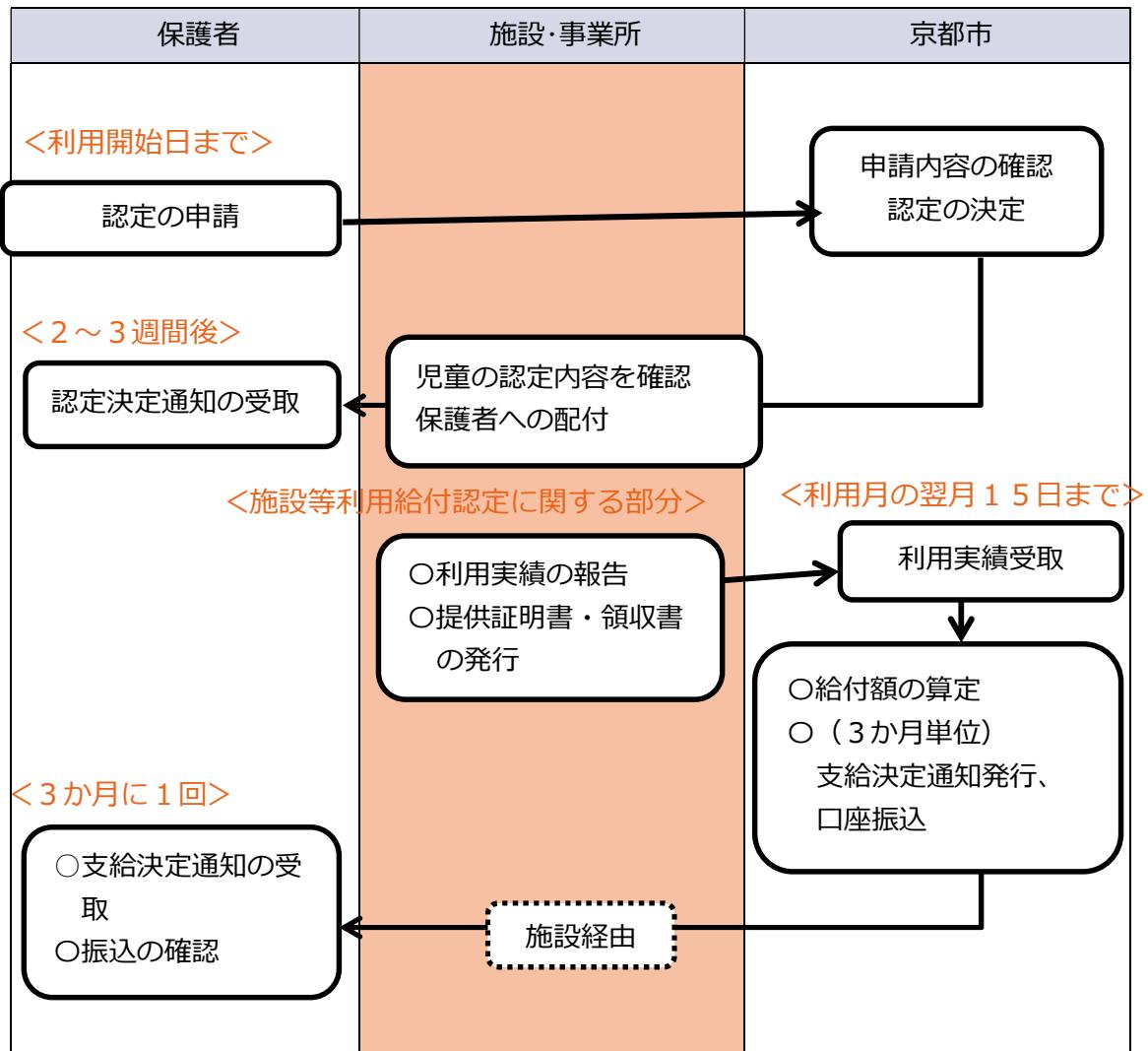
《新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の無償化の内容》

歳児	満3～5歳児	3～5歳児	満3歳児
要件	なし (右記以外の方)	保育が必要な理由に該当	保育が必要な理由に該当 かつ市民税非課税世帯
必要な認定	1号認定	1号認定+新2号認定	1号認定+新3号認定
保育料	無料		
預かり保育	対象外	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限11,300円)として支給	月あたり利用日数×450円を上限(ただし月額上限16,300円)として支給
給食材料費	幼稚園に支払い ※ ただし、一部副食材料費の支払免除対象者あり		
無償化のための手続き	1号認定が必要	1号認定+新2・新3号認定が必要	

市民の方に向けて利用される施設別に幼児教育・保育の無償化の内容を説明しています。

利用施設別の御案内 [https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/47-43-1-1-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/47-43-1-1-0-0-0-0-0-0.html)

《京都市民として幼稚園を利用開始する際の流れ》



※ 4月入園児童の場合、前年度10月頃に申請手続を開始し、2～3月頃に認定結果通知を送付します。

《施設等利用給付認定の注意点》

○ 認定の開始日について

申請日以前に遡っての認定はできません。申請書類は認定を希望される日までに京都市幼児教育・保育無償化事務集中室に到着するようにしてください。不備書類がある場合は、不備が解消されてから認定決定通知を発行します。

○ 京都市外に転居する場合の認定について

京都市外に保護者の住民票を移動された場合、京都市からの無償化の給付を行う期間は転出日までとなります(日割り計算を行います。)。転出日以降の認定を希望される場合は、保護者の方が転出先の市町村に施設等利用給付認定の申請を行うよう御案内ください(3月の転居は別途取扱いを設けていますので、個別に御相談ください)。



2 施設等利用給付認定とは

施設等利用給付認定とは、市町村が家庭の状況や保育を必要とする状況を確認し、幼児教育・保育の無償化に関する給付を受ける資格があることについて認定をするものです。

認定を受けるためには、保護者が京都市に対して施設等利用給付認定の申請を行う必要があります。認定を行った場合には、京都市から「認定の区分」(※)などを記載した通知等をお渡しします。

なお、手続や問合せの窓口は、**京都市幼児教育・保育無償化事務集中室**となります。

◆ 用語解説 ◆

※ 認定の区分とは？

【施設等利用給付認定】

私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)・国立幼稚園、幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定

満年齢	認定区分	
	保育が必要な理由なし	保育が必要な理由あり
対象施設	私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)・国立幼稚園	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育、認可外保育施設
0歳～2歳児	－	新3号認定（非課税世帯のみ）
3歳～5歳	新1号認定	新2号認定（3歳児～）

(参考) 【教育・保育給付認定】

保育園(所)、認定こども園、地域型保育事業所、新制度に移行した私立幼稚園、市立幼稚園等を利用するため必要な認定

満年齢	認定区分	
	教育（幼稚園利用）	保育（保育施設・事業所利用）
対象施設	新制度に移行した私立幼稚園、市立幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）	保育園(所)、認定こども園（保育園部分）、地域型保育事業所
0歳～2歳	－	3号認定
3歳～5歳	1号認定	2号認定

3 保育が必要な理由（新2・新3号認定に必要）とは

「保育が必要な理由」とは、家庭において児童が保育を受けることが困難な理由のことです。子ども・子育て支援法施行規則では、主に次の9項目を定めています。保育を利用する際には、このいずれかの理由に**保護者のいずれもが**当てはまる必要があります。

保育が必要な理由及び基準	支給認定の期間 (新2号への切替を除く)
①就労 （内定を含む） 1か月48時間以上就労していること	小学校就学前まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がないこと	妊娠が分かったときから、出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の月末まで
③保護者の疾病・障害 病気にかかっていたり負傷したり、精神・身体に障害があること	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 親族を常時介護・看護していること	小学校就学前まで
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	
⑥求職活動 （起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること (月48時間未満の就労の場合も含む)	概ね3か月
⑦就学 ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること <u>上の子どもがすでに保育を利用している場合</u> で、下の子どものために育児休業を取っても、引き続き、上の子どもが継続して施設を利用する必要があること	市町村が認める期間
⑨その他、上記に準じる状態として市町村が認める場合 上記に準じる状態のため保育が必要であること	

4 家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合には

家庭の状況や保育が必要な状況が変わった場合には、**申請や届出が必要**です。

保護者から書類をお預かりいただく際には、書類の紛失防止や個人情報保護の観点から、
「**京都市宛提出用封筒**」(様式V-11)に入れてお預かりいただき、京都市幼児教育・保
育無償化事務集中室に御提出ください。
(詳細はp10以降参照)

提出が必要な主な事例	提出が必要な書類	締切日(※)
保育が必要な理由を変更する場合 (就労→求職活動など)	教育・保育給付認定兼施設等 利用給付認定変更申請・届出 書(I-5) ・保育が必要な理由書(I-2) ・保育が必要な理由に応じた 添付書類(☆)	事務集中室締切： 変更の希望日まで
市内で転居することになる場合、世帯 構成が変わる場合など (世帯員の転出、婚姻など)	教育・保育給付認定兼施設等 利用給付認定変更申請・届出 書(I-5)	
利用中の施設・事業所を退所する場合	教育・保育給付認定兼施設等 利用給付認定撤回申請兼退園 (利用契約解除)届(I-6)	
施設等利用費の振込先口座を変更す る場合	・施設等利用費振込先口座登 録(変更)届 【口座名義人を変更する場合】 ・教育・保育給付認定兼施設 等利用給付認定変更申請・届 出書(I-5)	事務集中室締切： (口座変更の場合) 振込月(6、9、 12、3月) の前月1日まで

※ 原則として、申請日以前に遡っての認定区分の変更はできません。変更を希望される日ま
でに京都市幼児教育・保育無償化事務集中室に到着するようにしてください。

※ 「締切日」は目安ですので、書類不備等の状況により、内容の変更に更に時間を要する場
合があります。

☆ 保育が必要な理由に応じた添付書類は、下記のとおりです。

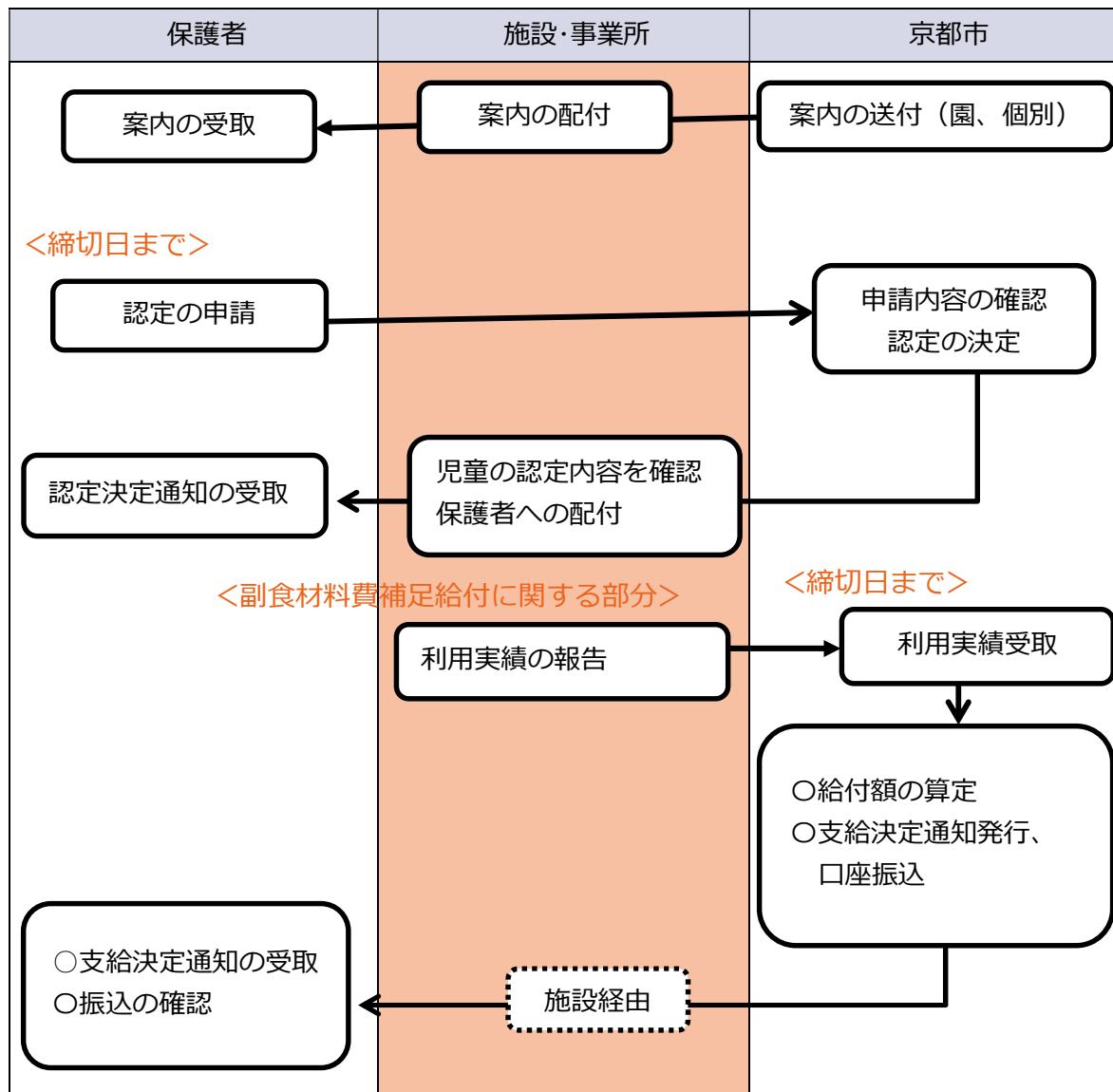
保育が必要な理由	添付資料
① 就労	就労証明書、 スケジュール申告書（変則勤務で、就労証明書の変則就労「主な勤務時間帯・シフト時間帯」の欄に未記載の場合のみ） ※自営業の場合、開業届出書や営業許可証、確定申告書の写しなど、客観的に事業内容が分かる書類の提出を求める場合があります。
②妊娠・出産	母子健康手帳の写し又は出産証明書
③疾病・障害	障害者手帳、療育手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、疾病・障害の程度が分かる資料（※） スケジュール申告書（生活に制限のない方のみ）
④介護・看護	障害者手帳、療育手帳をお持ちでない場合は、診断書、介護保険被保険者証の写し等、介護・看護の必要性が分かる書類（※） スケジュール申告書（必須）
⑤災害復旧	り災証明書
⑥求職活動	求職活動申告書 活動内容を証明する書類（ハローワークカード（写）等）
⑦就学	在学証明書、スケジュール申告書（時間割でも可）
⑧その他	区役所・支所にお問い合わせください。

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの場合、原則、手帳の写しの添付は不要ですが、京都市で内容が確認できない場合は提出を依頼することができます。

※ 添付書類のうち、発行された書類を提出する場合は、3ヶ月以内に発行されたものをお提出してください（個別の状況によっては、発行3ヶ月以内でも再提出をお願いすることがあります。）。

5 副食材料費の補足給付について（対象施設のみ）

《申請の流れ》



《給付の内容》

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満)の世帯 小学校3年生以下のきょうだいから数えて3人目以降
対象経費	給食材料費のうち、副食材料費(おかず等の材料費)
支給上限額	月あたり給食提供日数×日額単価（ただし月額上限4,800円）
支給方法	副食材料費を園で徴収後、各園からの報告をもとに保育料と同様に保護者の方の金融機関口座に払い戻されます。

6 年間スケジュール例（予定含む）

施：施設・事業所 事：事務集中室 児：園児・保護者

	上旬（1～10日）	中旬 (11日～20日)	下旬（21日～31日）
4月		<p>施→事 6月支給分利用 実績報告最終締切</p> <p>施→事 9月～3月分副 食材料費の補足給付実績報 告</p>	
5月			<p>事→施→児 4月報告分 副食材料費補足給付支給</p>
6月	<p>事→施→児 (主に第3 子、新入園児) 副食材料費の 補足給付申請書配付</p>	<p>児→事 副食材料費の補 足給付申請締切</p>	<p>事→施→児 現況届配付</p> <p>事→児 4月実績報告分 支 給</p> <p>事→施→児 施設等利用 給付決定通知配付</p>
7月		<p>児→施 現況届締切</p> <p>施→事 9月支給分利用 実績報告最終締切</p> <p>事→施→児 副食材料費 補足給付認定決定通知配付</p>	<p>施→事 現況届回収 (児→事 現況届未提出 分締切)</p>
8月			
9月		<p>施→事 4月～8月分副 食材料費補足給付実績報告</p>	<p>事→施→児 (主に税額対 象児童) 副食材料費の補足 給付申請書配付</p> <p>事→児 7月実績報告分 支給</p> <p>事→施→児 施設等利用 給付決定通知配付</p>
10月	施 新年度認定申請開始	<p>施→事 12月支給分利 用実績報告最終締切</p> <p>児→事 副食材料費の補 足給付認定申請締切</p>	
11月		<p>施→事 新年度認定申請 締切（最終3月末）</p> <p>事→施→児 副食材料費 補足給付認定決定通知配付</p>	<p>事→施→児 副食材料費 補足給付支給決定通知配付</p> <p>事→施→児 9月報告分 副食材料費補足給付支給</p>

12月			事→児 10月実績報告 分支給 事→施→児 施設等利用給付決定通知配付
1月		施→事 3月支給分利用 実績報告最終締切	
2月	事→児 新年度認定決定 通知送付 (順次)		
3月			事→施→児 新3号認定 児童の新2号への更新 事→児 1月実績報告分 支給 事→施→児 施設等利用 給付決定通知配付
毎月	事→施→児 変更申請した 児童等の施設等利用給付認 定決定通知送付 (隨時)	施→事 前月利用実績報 告締切	児→施 変更申請書類提 出期限 事→施→児 翌月有効期 間が終了する児童の更新案 内送付 事→施 在園児リスト送 付 (末日)

※ 年度ごとにスケジュールは変更となる可能性があります。

6 京都市情報館について

手続に必要な様式は、区役所・支所で配布しています。また、京都市ホームページ「[京都市情報館](#)」>保育・教育>子育てのサポート(保育園・学童クラブなど)>乳幼児(0~5歳)>幼児教育・保育の無償化>申請様式>幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用給付認定の申請について(保護者向け)

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000254845.html>) からもダウンロードできますので、必要に応じて御案内ください。

また、お送りさせていただいた様式類が少なくなった場合には、[京都市幼児教育・保育無償化事務集中室](#) (TEL: 254-7217) まで御連絡ください。



申請・届出様式集



◆ 目的別様式

No.	目的	様式の名前	留意点
A 保育を必要とする状況を変更する			
1	保育が必要な理由が変わる (例)・「求職活動」→「就労」 ・「妊娠・出産」→「育児休業継続」 ・「就労」→「介護・看護」	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書 (I-5) ○保育が必要な理由書 (I-2) ○保育が必要な理由に応じた添付書類	
2	○有期雇用を更新する ○就労先の会社が変わる	○就労証明書 (I-3)	
3	就労場所（事業所）が変わる	不要	
C 転居・引っ越しする			
4	京都市内で転居する	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書 (I-5)	
5	京都市外に転居する ○代表保護者も利用中の子どもも含まない ○保護者の一方のみ転居する ○利用中の子ども又は全ての保護者が転居する	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書 (I-5) ○教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届 (I-6)	原則として、子どもと代表保護者の市外転居後は、転居先で再度認定を申請していただくことになります。
D 退所・転園する			
6	別の幼稚園に転園が決まった	○教育・保育給付認定・施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届 (I-6)	転園の場合は、新認定の撤回はしないでください。
7	利用中の施設・事業所を退園したい		
E その他			
8	○単身赴任や離婚により、保護者の一方と別居する ○婚姻・離婚により、代表保護者を変更したい ○施設用利用費の振込先口座を変更したい	○教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書 (I-5) ○施設等利用費振込先口座登録（変更）届出	代表保護者の変更がない場合は、口座変更不要
F 現在、保育利用をしていない方の手続			
9	新たに施設等利用給付認定を受けて施設・事業所を利用したい	○施設等利用給付認定申請書（新2・新3号認定を希望の場合） ○保育が必要な理由書 (I-2) ○保育が必要な理由に応じた添付書類	遡っての認定はできませんので、必ず利用開始日までに書類を京都市に提出してください。



◆ 様式一覧

様式番号	様式名	主な目的
I-2	保育が必要な理由書	<input type="radio"/> 新しく新2・新3号認定を申請する <input type="radio"/> 保育が必要な理由を変更する
I-3	就労証明書	<input type="radio"/> 新しく新2・新3号認定を申請する <input type="radio"/> 就労先が決まった、変更になる <input type="radio"/> 育休を取得する（育児休業期間記載のもの）
I-4	スケジュール申告書	<input type="radio"/> 新しく新2・新3号認定を申請する <input type="radio"/> 変則勤務で、就労証明書の変則就労「主な勤務時間帯・シフト時間帯」の欄に未記載の場合、就学・介護・看護をしている <input type="radio"/> 疾病・障害を理由としていて生活の制限がない場合
I-5	教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書	<input type="radio"/> 保育が必要な理由を変更する <input type="radio"/> 施設等利用給付認定決定通知に書いている内容を変更する <input type="radio"/> 認定区分を変更する <input type="radio"/> 市内で住所を変更する
I-6	教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定撤回申請兼退園（利用契約解除）届	<input type="radio"/> 受けている認定を撤回する <input type="radio"/> 施設・事業所を退園する
I-29	求職活動申告書	<input type="radio"/> 新しく保育施設・事業所の利用を申し込む <input type="radio"/> 求職活動をしている
—	施設等利用費振込先口座登録（変更）届	<input type="radio"/> 施設等利用給付費の振込先口座を変更する <u>（振込名義人の変更を行う場合は、教育・保育給付認定兼施設等利用給付認定変更申請・届出書（I-5）で代表保護者の変更も必要です。）</u>
V-11	支給認定申請関係書類京都市宛提出用封筒	<input type="radio"/> 各書類を保護者が京都市に提出する

◆ お問合せ先

部署名	所在地	電話
京都市子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階	251-2390 FAX: 251-2950
京都市幼児教育・保育無償化事務集中室	中京区烏丸通御池下る虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル3階	254-7217

※ 最新版の本マニュアル（カラー版）については、適宜京都市ホームページ「京都市情報館」トップページ>健康・福祉・教育>幼児教育・保育の無償化>事業所の方へに掲載しております。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000273506.html>

